

名古屋市配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第3次)進捗状況

【基本方向1 配偶者からの暴力の未然防止と被害の早期発見】

目 標	施策の方向性	No.	主な事項	内 容	方向性	令和2年度の事業内容	令和2年度実績	所管局
(1) DVに対する理解の推進と防止意識の向上	① 市民への意識啓発の推進	1	男女の人権を尊重するための啓発事業	男女平等参画推進センターや女性会館、各区生涯学習センター、なごや人権啓発センターにおいて、男女の人権が尊重され、男女共同参画社会の実現のための教育・学習機会の充実を進めます。	継続	●講座等を実施する ・男女平等参画推進センター(指定管理)	●男女平等参画推進センターにおいて講座等を実施	スポーツ市民局
						●男女平等参画推進センターや女性会館、各区生涯学習センター、なごや人権啓発センターにおいて、男女の人権が尊重され、男女共同参画社会の実現のための教育・学習機会の充実を進める	●なごや人権啓発センター展示室において、常設パネルの設置、タッチパネルパソコンによる啓発を実施	スポーツ市民局
						●人権講座を開催する ・各区生涯学習センター	●各区生涯学習センター、女性会館で人権講座を開催	教育委員会
(1) DVに対する理解の推進と防止意識の向上	① 市民への意識啓発の推進	2	DV根絶のための意識啓発事業	DV防止啓発カードの配布等により、相談窓口の周知を図るとともに、DV根絶に関する講座・セミナー・パープルリボンキャンペーンを実施します。また、児童虐待対策と連携した広報・啓発を行います。	拡充	●パープルリボンキャンペーン2020 東山スカイタワーライトアップ	●パープルリボンキャンペーン2020 東山スカイタワーライトアップ(11/12～11/25)	スポーツ市民局
						●児童虐待&DV防止(コラボ事業) ・コラボツリーの設置(4か所) ・コラボバッチの市職員(課長以上)への配布 ・コラボポスターの掲示(主な掲示場所:区役所、支所、保健センター、図書館、高校、大学等)	●DV防止カードの配布(主な配布先:区役所、支所、生涯学習センター、保健センター、図書館等)	子ども青少年局
(1) DVに対する理解の推進と防止意識の向上	① 市民への意識啓発の推進	3	家庭における人権教育への支援	家庭における人権教育を支援するため、各種パンフレットを作成・配布します。	継続	家庭における人権教育を支援するため、各種パンフレットを作成・配付する	人権啓発冊子 1,000部配布	教育委員会

名古屋市配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第3次)進捗状況

【基本方向1 配偶者からの暴力の未然防止と被害の早期発見】

目 標	施策の方向性	No.	主な事項	内 容	方向性	令和2年度の事業内容	令和2年度実績	所管局
(1) DVに対する理解の推進と防止意識の向上	② 「デートDV」防止教育等の推進	4	デートDV防止等のための意識啓発事業	大学・高校等において、デートDV防止に関する講座・セミナー等による防止教育を進めます。 また、デートDV防止啓発カードを広く配布するとともに、男女平等意識や人権意識の向上が図れるよう、幼児期から若年層までの成長発達段階に応じた男女平等ハンドブック等を学校等において配布・活用します。	拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 幼児教育・保育等に関わる方向け男女平等参画啓発資料を配布する</li> <li>● 中学生向け男女平等ハンドブックを作成・配布する</li> <li>● 小学生向け男女平等ハンドブックを作成・配布する</li> <li>● デートDV防止啓発リーフレットを作成・配布する ・出張講座「デートDV」 ・出前講座「デートDV」</li> <li>● 大学・高校等において、デートDV防止に関する講座・セミナー等による防止教育を進める</li> <li>● デートDV防止啓発カードを広く配布するとともに、男女平等意識や人権意識の向上が図れるよう、幼児期から若年層までの成長発達段階に応じた男女平等ハンドブック等を学校等において配布・活用する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 幼児教育・保育等に関わる方向け男女平等参画啓発資料を配布</li> <li>● 男女平等ハンドブックを作成・配布 (市内中学校1年生20,600部、市内小学校2年生21,100部)</li> <li>● デートDV防止啓発リーフレットを作成・新生とその保護者全員に配布(市立高校13,500部)</li> <li>● デートDV防止啓発カードを配布(主な配布先: 区役所、支所、生涯学習センター、図書館、市内高校、市内大学等)</li> <li>● デートDV出張講座・出前講座6回1,658人</li> </ul>	<p>スポーツ市民局</p> <p>子ども青少年局</p> <p>教育委員会</p>
						(1) DVに対する理解の推進と防止意識の向上	③ 外国籍・障害に配慮した広報・啓発	5

名古屋市配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第3次)進捗状況

【基本方向1 配偶者からの暴力の未然防止と被害の早期発見】

目 標	施策の方向性	No.	主な事項	内 容	方向性	令和2年度の事業内容	令和2年度実績	所管局
(1) DVに対する理解の推進と防止意識の向上	③ 外国籍・障害に配慮した広報・啓発	6	障害のある被害者への配慮	DV防止等に関する点字版リーフレットを作成するなど、障害のある被害者に配慮した広報・啓発を行います。	継続	点字版リーフレットを配布する	点字版リーフレットを配布	スポーツ市民局
								子ども青少年局
								健康福祉局
(1) DVに対する理解の推進と防止意識の向上	④ 相談を通じた啓発及び施策化の推進	7	女性のための総合相談	男女平等参画推進センターにおいて、女性のための総合相談を実施し、女性が直面する問題の解決に取り組むとともに課題の把握に努めます。	継続	女性のための総合相談	相談件数 3,814件(DV 754件)	スポーツ市民局
(1) DVに対する理解の推進と防止意識の向上	④ 相談を通じた啓発及び施策化の推進	8	男性のための相談事業	家族や仕事、人間関係等について悩みや生きづらさを解消するため、相談や支援を実施するとともに、男性の抱える課題の把握に努めます。	拡充	男性相談	相談件数 155件(DV 9件)	スポーツ市民局
(1) DVに対する理解の推進と防止意識の向上	④ 相談を通じた啓発及び施策化の推進	9	ホットライン事業	男女共同参画週間に関係機関と連携協力し、ホットライン事業を実施し、総合的な問題解決を目指します。今後もホットライン事業を継続し、相談機会の提供に努めます。	継続	女性の権利110番	●女性の権利110番(6月29日) ・相談件数22件	スポーツ市民局
(1) DVに対する理解の推進と防止意識の向上	⑤ 職員に向けたDV理解の推進	10	職員への研修	市職員(新規採用者、新任係長、新任課長等)に対し、男女平等参画研修のなかで、DVに対する理解をさらに深めるように努めます。	継続	男女平等参画をテーマとした職員研修を実施する	●男女平等参画をテーマとした職員研修を実施 ・新規採用者研修(e-ラーニング) ・新任係長研修(e-ラーニング) ・新任課長研修(e-ラーニング) ・人権指導者養成研修(e-ラーニング)	スポーツ市民局

名古屋市配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第3次)進捗状況

【基本方向1 配偶者からの暴力の未然防止と被害の早期発見】

目 標	施策の方向性	No.	主な事項	内 容	方向性	令和2年度の事業内容	令和2年度実績	所管局
(1) DVに対する理解の推進と防止意識の向上	⑤ 職員に向けたDV理解の推進	11	教職員への研修	人権教育に関する研修を教職員の経験年数や職務に応じて初任者から校(園)長まで計画的に実施するとともに、研修内容を各校(園)の全職員に広める取組みを行います。	継続	●男女平等参画をテーマとした職員研修を実施する	●男女平等参画をテーマとした職員研修を実施 ・人権問題研修推進者研修 ・新任校(園)長研修 83人  ●教諭向け研修等の実施 ・男女平等参画に関する講演2回 ・新規採用教諭・養護教諭・栄養教諭・学校事務員向け研修及び経験年数5・10年目教諭向け研修の実施 延べ9回	スポーツ市民局
						●人権教育に関する研修を教職員の経験年数や職務に応じて初任者から校(園)長まで計画的に実施するとともに、研修内容を各校(園)の全職員に広める取組みを行う		教育委員会
(1) DVに対する理解の推進と防止意識の向上	⑥ 配偶者暴力に関する調査研究	12	調査研究	男女平等参画基礎調査等において、DVやデートDVに関する実態把握に努めます。	継続	実施方法を検討・情報収集する	実施方法を検討・情報収集	スポーツ市民局 子ども青少年局
(2) 暴力被害の早期発見	① 通報体制の整備	13	医療関係者との連携	被害者を発見しやすい立場である医療関係者向けのリーフレットを作成し、医療機関等に配布するなど、適切な通報が行われるよう、医療機関との連携を行います。	継続	医療機関との連携を行う	医療関係者向けリーフレットの作成及び医師会等へ配布	子ども青少年局
(2) 暴力被害の早期発見	① 通報体制の整備	14	消防関係者との連携	救急搬送において、DV被害が疑われるケースの通報について、配偶者暴力相談支援センター等と連携して対応します。	継続	消防関係者からの通報に対応する	通報事案に対応	子ども青少年局
						救急搬送において、DV被害が疑われるケースを発見した場合、配偶者暴力相談支援センター等へ通報し、連携して対応する		必要に応じて配偶者暴力支援センターまたは警察に通報

名古屋市配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第3次)進捗状況

【基本方向1 配偶者からの暴力の未然防止と被害の早期発見】

目 標	施策の方向性	No.	主な事項	内 容	方向性	令和2年度の事業内容	令和2年度実績	所管局
(2) 暴力被害の早期発見	② 早期発見のための関係者への周知	15	地域の関係機関等との連携	暴力被害の早期発見・早期対応のために、「名古屋市ドメスティック・バイオレンス対策関係機関連絡会議」等を活用して、学校・幼稚園・保育所等、民生委員・児童委員、人権擁護委員等との連携を行います。	継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>●名古屋市ドメスティック・バイオレンス対策関係機関連絡会議を開催する</li> <li>●暴力被害の早期発見・早期対応のために、「名古屋市ドメスティック・バイオレンス対策関係機関連絡会議」等を活用して、学校・幼稚園・保育所等、民生委員・児童委員、人権擁護委員等との連携を行う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●名古屋市ドメスティック・バイオレンス対策関係機関連絡会議(新型コロナウイルス感染症の感染拡大により中止)</li> <li>●学校との連携・高等学校においてHRや総合的な学習の時間の中で、専門家を講師として招聘してデートDVをテーマに講演会を実施。</li> </ul>	スポーツ市民局
								教育委員会
								子ども青少年局
								健康福祉局
(2) 暴力被害の早期発見	② 早期発見のための関係者への周知	16	保健・福祉関係者との連携	いきいき支援センター、障害者基幹相談支援センター、ホームヘルパーや保健師等は、居宅訪問などの機会を通じて被害者を発見しやすい立場にあります。被害の発見と早期対応のために、「名古屋市ドメスティック・バイオレンス対策関係機関連絡会議」等を活用して、保健・福祉関係者との連携を行います。	継続	名古屋市ドメスティック・バイオレンス対策関係機関連絡会議を開催する	名古屋市ドメスティック・バイオレンス対策関係機関連絡会議(新型コロナウイルス感染症の感染拡大により中止)	スポーツ市民局
								子ども青少年局
								健康福祉局
(2) 暴力被害の早期発見	② 早期発見のための関係者への周知	17	人権擁護機関との連携	法務省の人権擁護機関は、DV事案を認知した場合は人権侵犯事件として調査を行い、被害者の保護、救済に努めることとされていることから、連携を行います。	継続	事案に応じ、連携して対応する	実施	スポーツ市民局
								子ども青少年局

名古屋市配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第3次)進捗状況

【基本方向2 切れ目のない相談・支援の充実】

目 標	施策の方向性	No.	主な事項	内 容	方向性	令和2年度の事業内容	令和2年度実績	所管局
(3) 相談及び保護体制の充実	① 配偶者暴力相談支援センターの機能強化	18	研修の体系化	関係職員に対し、担当者、係長級、管理職などの階層別研修や新任職員、中堅職員などの段階別研修を構築し、研修の体系化を図ります。また、法律問題や事例検討、ロールプレイなど、より専門的な研修の充実を図ります。	拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>●関係職員に対し、担当者、係長級、管理職等の階層別及び新任職員、経験年数に応じた段階別に研修を体系的に実施する</li> <li>●研修内容及び質の拡充を行う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●関係職員に対し、担当者、係長級、管理職等の階層別及び新任職員、経験年数に応じた段階別に研修を体系的に実施</li> <li>●民間団体に委託して、事例検討会を実施</li> </ul>	子ども青少年局
(3) 相談及び保護体制の充実	① 配偶者暴力相談支援センターの機能強化	19	コンサルテーション機能の充実	社会福祉事務所等が、支援困難事例に対して、適切かつ迅速に対応することができるよう、外部のスーパーバイザーの導入など、配偶者暴力相談支援センターのコンサルティング機能の充実を図ります。	拡充	外部スーパーバイザーによるスーパービジョンを実施する	外部スーパーバイザーによるスーパービジョンの実施	子ども青少年局
(3) 相談及び保護体制の充実	① 配偶者暴力相談支援センターの機能強化	20	配偶者暴力相談支援センター業務	被害者からの相談業務・裁判所への保護命令申立て支援・事案に応じた関係機関の総合調整をはじめ、支援者の育成や困難事例・緊急事案等へのコンサルティングを行います。	継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>●被害者からの相談業務</li> <li>●裁判所への保護命令申立て支援</li> <li>●関係機関の総合調整</li> <li>●支援者の育成</li> <li>●困難事例・緊急事案等へのコンサルティング</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●被害者からの相談業務</li> <li>●裁判所への保護命令申立て支援</li> <li>●関係機関の総合調整</li> <li>●支援者の育成</li> <li>●困難事例・緊急事案等へのコンサルティング</li> </ul>	子ども青少年局
(3) 相談及び保護体制の充実	① 配偶者暴力相談支援センターの機能強化	21	DV被害者ホットライン事業	土日祝日の電話による相談を行います。	継続	DV被害者ホットライン事業による土日祝日の電話相談の実施する	DV被害者ホットライン事業を実施 289件(DV231件)	子ども青少年局
(3) 相談及び保護体制の充実	① 配偶者暴力相談支援センターの機能強化	22	関係機関連携カンファレンスの実施	必要に応じ、関係機関が集まり、個別のケースについて支援の検討を行います。	継続	事案に応じ、関係機関連携カンファレンスを実施する	事案に応じた関係機関連携カンファレンスを実施	子ども青少年局

名古屋市配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第3次)進捗状況

【基本方向2 切れ目のない相談・支援の充実】

目 標	施策の方向性	No.	主な事項	内 容	方向性	令和2年度の事業内容	令和2年度実績	所管局
(3) 相談及び保護体制の充実	① 配偶者暴力相談支援センターの機能強化	23	児童虐待対応との連携	被害者の安全に配慮しつつ、児童相談所や社会福祉事務所等と情報の共有を図り、一層の連携強化に努めます。	拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>●児童虐待対応との連携強化の検討・調整を行う</li> <li>●児童虐待担当者との合同研修を実施する</li> <li>●DV/児童虐待相談窓口カードの作成及び児童相談所、医師会等へ配布する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●児童虐待対応との連携強化に向けた検討</li> <li>●児童虐待担当者との合同研修の実施</li> <li>●DV/児童虐待相談窓口カードの作成及び児童相談所、医師会等への配布</li> </ul>	子ども青少年局
(3) 相談及び保護体制の充実	② 相談支援体制の充実	24	支援体制の充実	研修の体系化や内容の充実を図ることにより、支援者の育成・組織対応力の強化を行うとともに、相談件数の状況を踏まえ、相談支援体制強化について検討します。	拡充	相談支援体制強化に向けた検討を行う	相談支援体制強化に向けた検討(人員要求等)	子ども青少年局
(3) 相談及び保護体制の充実	② 相談支援体制の充実	25	専門家(弁護士)との連携	愛知県弁護士会と連携し、DV相談の支援者等が、弁護士から法的な問題について助言を受ける「DV相談等法律問題援助事業」を実施し、より適切な支援を行います。	継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>●DV相談等法律問題援助事業女性福祉相談員等が弁護士から法的な助言を受ける</li> <li>・随時相談</li> <li>・定例相談</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●DV相談等法律問題援助事業の実施</li> <li>・随時相談161回</li> <li>・定例相談2回</li> </ul>	子ども青少年局
(3) 相談及び保護体制の充実	② 相談支援体制の充実	26	被害者等の安心・安全に配慮した相談・支援	被害者が諸手続きのために複数の窓口に出向いて、繰り返しDV被害について説明することは、加害者と遭遇する危険性が高まる上、心理的にも大きな負担になることから、諸手続きを行うに際し、一定の場所に関係部署の担当者が出向くなどの配慮(ワンストップサービス)をして支援を行います。	継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>●諸手続きを行う際、一定の場所に関係部署の担当者が出向くなどの配慮をした支援を行う</li> <li>●区・支所の税務窓口の職員は、必要に応じて関係部署の窓口に出向いて税務行政上の保護措置の受付事務を行う等、関係部署の担当者と連携し、柔軟に対応する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●出張相談の実施</li> <li>●関係部署との連携</li> </ul>	関係局
(3) 相談及び保護体制の充実	③ 被害者等の安全確保	27	一時保護所での保護	被害者等の安全確保のため、一時保護が必要な場合に、愛知県女性相談センターや愛知県警察と連携し、安全かつ迅速に一時保護を行います。	継続	一時保護所での保護を実施する	一時保護所での保護を実施	子ども青少年局

名古屋市配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第3次)進捗状況

【基本方向2 切れ目のない相談・支援の充実】

目 標	施策の方向性	No.	主な事項	内 容	方向性	令和2年度の事業内容	令和2年度実績	所管局
(3) 相談及び保護体制の充実	③ 被害者等の安全確保	28	緊急宿泊事業	緊急時における安全確保のために、必要やむを得ない場合「一時保護」に先行して、緊急に保護を必要とする被害者等を対象に宿泊場所の提供を行います。	継続	●緊急宿泊事業 ・必要やむを得ない場合に「一時保護」に先行して、宿泊場所の提供を実施	●緊急宿泊事業の実施 5世帯5泊	子ども青少年局
(3) 相談及び保護体制の充実	③ 被害者等の安全確保	29	民間シェルターへの支援	DV被害者等のためのシェルターを運営する民間団体に家賃補助を行い、緊急に保護を必要とする被害者等の安全な場の確保に努めます。	継続	●民間シェルターに対する補助 2か所 ・原則として1年以上の活動実績を有する民間シェルターに対して、1年間の家賃の総額に0.5を乗じた額を、50万円を限度として補助 ・受け入れに係る経費の補助 ・支援計画の作成に係る経費の補助 ・自立支援事業の実施に係る経費の補助 ・定着支援事業の実施に係る経費の補助	●民間シェルターに対する補助 2か所	子ども青少年局
(3) 相談及び保護体制の充実	③ 被害者等の安全確保	30	施設における緊急保護	必要に応じて、保護が可能な施設において被害者等の緊急保護を行います。	継続	保護が可能な施設において被害者等の緊急保護を行う	保護が可能な施設において被害者等の緊急保護を実施 ・利用世帯55世帯 ・利用延日数816日	子ども青少年局
(3) 相談及び保護体制の充実	④ 安心と安全に配慮した支援	31	被害者等にかかる情報管理	被害者支援に関わる関係局、関係機関において、被害者等の個人情報保護及び情報の適切な管理を行います。	継続	●被害者等の個人情報保護及び情報の適切な管理を実施する	●被害者等の個人情報保護及び情報の適切な管理を実施	スポーツ市民局 子ども青少年局 はじめ関係局

名古屋市配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第3次)進捗状況

【基本方向2 切れ目のない相談・支援の充実】

目 標	施策の方向性	No.	主な事項	内 容	方向性	令和2年度の事業内容	令和2年度実績	所管局
(3) 相談及び保護体制の充実	④ 安心と安全に配慮した支援	32	被害者等の情報保護にかかる支援	配偶者暴力相談支援センターを始めとする被害者支援に関わる関係部署において、住民基本台帳事務や国民年金などにおける被害者情報を保護するための支援策について、事案に応じ、被害者等に対し、情報提供を行います。	継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事案に応じ、被害者等に対し、情報提供を実施する</li> <li>●住民基本台帳事務における、支援措置を実施する</li> <li>●市税事務所・出張所、区役所・支所の税務窓口において、被害者を保護するために講ずる税務行政上の保護措置を実施する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●被害者等への情報提供を実施</li> <li>●住民基本台帳事務における、支援措置を実施</li> <li>●市税事務所・出張所、区役所・支所の税務窓口において、被害者を保護するために講ずる税務行政上の保護措置について、被害者に対し、情報提供を実施</li> </ul>	子ども青少年局 スポーツ市民局 財政局 健康福祉局 はじめ関係局
(4) 被害者の自立支援の充実	① 自立に向けた支援	33	ひとり親家庭等に対する自立に向けた相談	施策の窓口である区役所・支所において総合的な相談を行います。	継続	配置済みの16区に加え、新たにひとり親家庭応援専門員を楠支所、富田支所、徳重支所に配置し、母子・父子自立支援員と連携して家庭訪問を行うなど、相談体制を強化する	相談件数 母子・父子自立支援員 17,706件 ひとり親家庭応援専門員 11,044件	子ども青少年局
(4) 被害者の自立支援の充実	① 自立に向けた支援	34	児童扶養手当等の支給	収入を補完するための手当の支給による支援をします。	継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>●令和2年4月分より1人目の支給月額が増額(全部支給43,160円、一部支給43,150円～10,180円)</li> <li>●令和2年4月分より2人目の加算額が増額(全部支給10,190円、一部支給10,180円～5,100円)</li> <li>●令和2年4月分より3人目以降の加算額が増額(全部支給6,110円、一部支給6,100円～3,060円)</li> </ul>	令和2年度末 受給者数15,452人	子ども青少年局

名古屋市配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第3次)進捗状況

【基本方向2 切れ目のない相談・支援の充実】

目 標	施策の方向性	No.	主な事項	内 容	方向性	令和2年度の事業内容	令和2年度実績	所管局
(4) 被害者の自立支援の充実	① 自立に向けた支援	35	ひとり親家庭等医療費助成	ひとり親家庭等にかかる医療費のうち、保険診療にかかる自己負担分を助成します。	継続	引き続き、ひとり親家庭等の医療費を助成する	対象者数:36,623人	子ども青少年局
(4) 被害者の自立支援の充実	① 自立に向けた支援	36	母子父子寡婦福祉資金の貸付	生活の安定と向上を目的として、生活資金、技能習得資金、修学資金などを原則無利子で貸し付けます。	継続	生活の安定と向上を目的として、生活資金、技能習得資金、修学資金などを原則無利子で貸し付ける	●貸付実績 ・母子 1,251件 773,446,438円 ・父子 70件 39,563,404円 ・寡婦 46件 32,215,070円	子ども青少年局
(4) 被害者の自立支援の充実	① 自立に向けた支援	37	母子生活支援施設における支援	被害者とその子どもを保護するとともに、自立の促進のためにその生活を支援します。	継続	被害者とその子どもを保護するとともに、自立の促進のために生活を支援する	母子生活支援施設において、被害者とその子どもを保護するとともに、自立の促進のために生活支援を実施	子ども青少年局
(4) 被害者の自立支援の充実	① 自立に向けた支援	38	母子生活支援施設の改築・整備	母子生活支援施設の老朽化にともなう改築・整備を行います。	拡充	にじが丘荘の移転改築工事	にじが丘荘移転改築工事完了 供用開始	子ども青少年局
(4) 被害者の自立支援の充実	① 自立に向けた支援	39	生活困窮者の自立支援	複合的な課題を抱え生活に困窮している方への相談窓口として、「仕事・暮らし自立サポートセンター」を設置し、個別で継続的な相談支援を行います。また、対象者を早期に把握し適切な支援につなぐために、地域との連携を行います。要保護状態にあるなど、生活保護が必要な方は、担当部署に適切につなぎ、支援を行います。	継続	●複合的な課題を抱え生活に困窮している方への相談窓口として、「仕事・暮らし自立サポートセンター」を市内3か所に設置し、個別で継続的な相談支援を行う。また、対象者を早期に把握し適切な支援が行われるよう、地域や関係機関との連携強化を行う  ●要保護状態にあるなど、生活保護が必要な方は、担当部署に適切につなぎ、支援を行う	●仕事・暮らし自立サポートセンター ・市内3か所で相談・支援を実施	健康福祉局



名古屋市配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第3次)進捗状況

【基本方向2 切れ目のない相談・支援の充実】

目 標	施策の方向性	No.	主な事項	内 容	方向性	令和2年度の事業内容	令和2年度実績	所管局
(4) 被害者の自立支援の充実	② 住まいの確保のための支援	42	愛知県あんしん賃貸支援事業の情報提供(H29まで) 住宅確保要配慮者に対する居住支援の促進(H30に名称変更)	被害者等の世帯の入居を受け入れる住宅や不動産店、居住支援に関する情報を提供します。	継続	DV被害者などの住宅確保要配慮者の入居円滑化に向けて、関係者による居住支援活動のネットワークづくりを進めるため、「居住支援コーディネート事業」を試行実施する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「居住支援コーディネートモデル事業(住まいサポートなごや)」を12月より試行実施</li> <li>・栄地下街住まいの窓口「民間賃貸住宅入居相談」の実施 ～R2.11(月2回) R2.12～(月3回)</li> <li>・名古屋市住宅確保要配慮者居住支援協議会の開催</li> <li>・住宅確保要配慮者向け制度案内リーフレットの発行</li> </ul>	住宅都市局
(4) 被害者の自立支援の充実	③ 就業支援	43	男女平等参画推進センターにおける就業支援	男女平等参画推進センターにおいて、就業支援に向けた講座などを行います。	継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>●講座等を実施する</li> <li>・男女平等参画推進センター(指定管理)</li> </ul>	実施	スポーツ市民局
(4) 被害者の自立支援の充実	③ 就業支援	44	母子家庭等就業支援センター名古屋相談室(ジョイナス ナゴヤ)における就業相談	一人ひとりの職歴、職業適性、家庭の状況、職業の希望等に応じて、効率的に職業能力の向上を図り安定的就業につながるよう就業相談を行います。また、相談を通して必要に応じ、個々の状況にあわせた自立支援プログラムを策定し、これに基づき関係機関と連携するなどの継続的な支援を行います。	継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>●一人ひとりの職歴、職業適性、家庭の状況、職業の希望等に応じて、効率的に職業能力の向上を図り安定的就業につながるよう就業相談を行う</li> <li>●相談を通して必要に応じ、個々の状況にあわせた自立支援プログラムを策定し、これに基づき関係機関と連携するなどの継続的な支援を行う</li> <li>●心理的な悩みを抱える方は臨床心理士によるカウンセリングを実施する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●就業相談(キャリアカウンセリング) 254件</li> <li>●自立支援プログラム策定 48件</li> <li>●心理カウンセリング 216件</li> </ul>	子ども青少年局
(4) 被害者の自立支援の充実	③ 就業支援	45	自立支援給付金事業	ひとり親家庭の自立を支援するため、就業に有利な資格取得のための支援として、自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金を支給します。	継続	ひとり親家庭の自立を支援するため、就業に有利な資格取得のための支援として、自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金を支給する	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自立支援教育訓練給付金 35件 2,433,698円</li> <li>●高等職業訓練促進給付金 98件 94,009,500円</li> </ul>	子ども青少年局

名古屋市配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第3次)進捗状況

【基本方向2 切れ目のない相談・支援の充実】

目 標	施策の方向性	No.	主な事項	内 容	方向性	令和2年度の事業内容	令和2年度実績	所管局
(4) 被害者の自立支援の充実	③ 就業支援	46	一体的就労支援事業	ハローワークによる区役所就労支援コーナー及び巡回相談を実施し、一体的な就労支援を行います。	継続	ハローワークによる区役所就労支援コーナー及び巡回相談を実施し、一体的な就労支援を行う	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ハローワーク</li> <li>・就労支援コーナー、巡回相談(児童扶養手当受給者)</li> <li>支援対象者 540人</li> <li>就職決定者数251人</li> </ul>	子ども青少年局
							<ul style="list-style-type: none"> <li>●ハローワーク</li> <li>・就労支援コーナー</li> <li>支援者数 2,883人</li> <li>就職者数 1,203人</li> <li>・巡回相談</li> <li>支援者数 232人</li> <li>就職者数 100人</li> </ul>	健康福祉局
(4) 被害者の自立支援の充実	③ 就業支援	47	なごやジョブ・サポートセンターにおける就業支援	職業紹介や就職準備セミナーなどの就業支援を行います。	継続	職業紹介や就職準備セミナーなどの就業支援を行う	<ul style="list-style-type: none"> <li>●就業支援の実施</li> <li>・相談件数3,185件</li> <li>・就職決定者数434人</li> <li>・セミナー等開催回数8回</li> </ul>	経済局
(5) 被害者等の心理的ケアの充実	① 精神的な支援	48	女性のための総合相談におけるカウンセリング事業	男女平等参画推進センターの女性のための総合相談において、必要に応じ、臨床心理士等によるカウンセリング事業を行います。	継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「女性のための総合相談」心とからだの相談</li> <li>●「女性のための総合相談」カウンセリング事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「女性のための総合相談」</li> <li>・こころとからだの相談を実施</li> <li>・カウンセリング事業を実施</li> </ul>	スポーツ市民局
(5) 被害者等の心理的ケアの充実	① 精神的な支援	49	女性の自立のためのグループプログラム	男女平等参画推進センターの女性のための総合相談において、DVの理解、セルフケアなどについて理解を深める講座等を行います。	継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>●DV理解と心のセルフケア講座を実施する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●女性のためのサポートグループ事業を実施</li> <li>●DV理解と心のセルフケア講座を実施</li> </ul>	スポーツ市民局

名古屋市配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第3次)進捗状況

【基本方向2 切れ目のない相談・支援の充実】

目 標	施策の方向性	No.	主な事項	内 容	方向性	令和2年度の事業内容	令和2年度実績	所管局
(5) 被害者等の心理的ケアの充実	① 精神的な支援	50	親子支援プログラム事業	DVのある環境から離れ、地域生活を始めた被害者とその子どものこころのケアと親子関係の回復のためのプログラムを行います。	継続	●DV被害者とその子どものための「親子支援」プログラム事業を実施する ・DVのある環境から離れ、地域生活を始めた被害者とその子どものこころのケアと親子関係の回復のためのプログラムを実施	●親子支援プログラム事業を実施 9回延べ参加人数26人	子ども青少年局
(5) 被害者等の心理的ケアの充実	① 精神的な支援	51	DV被害者のためのサポートグループ事業	被害者同士が集まり、体験や感情を共有し、情報を交換することにより、精神的な回復を図ります。	新規	●DV被害者のためのサポートグループ事業を実施する ・同じ悩みを持つ人と体験や感情の共有や情報交換をすることで、精神的な回復や自立を目指す気持ちをサポートする事業を実施	●サポートグループ事業を実施 11回延べ参加人数15人	子ども青少年局
(5) 被害者等の心理的ケアの充実	① 精神的な支援	52	支援者研修の体系化によるスキルアップ	被害者とその子どもの心理的ケアを充実するため、親子でのカウンセリングなどの検討を行います。	新規	DV被害者とその子どものためのカウンセリング事業を実施する	DV被害者とその子どものためのカウンセリング事業を実施 利用親子組数5組	子ども青少年局
(5) 被害者等の心理的ケアの充実	① 精神的な支援	53	精神保健福祉センター等による支援	精神保健福祉センターや保健センターは、身近な相談機関として、こころの健康に関する相談に応じ、医療機関等と連携して精神的支援を行います。	継続	こころの健康に関する相談に対応する (こころの健康相談日・こころの健康電話相談等)	●こころの健康に関する相談を実施 ・こころの健康相談日 619件(延べ) ・こころの健康電話相談 1,826件(延べ)	健康福祉局

名古屋市配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第3次)進捗状況

【基本方向2 切れ目のない相談・支援の充実】

目 標	施策の方向性	No.	主な事項	内 容	方向性	令和2年度の事業内容	令和2年度実績	所管局
(5) 被害者等の心理的ケアの充実	② 被害者の孤立防止のための支援	54	見守り・同行支援事業	一時保護所や母子生活支援施設を退所した後など、地域で自立生活を始めた被害者を継続して支援していくために、電話相談や家庭訪問、裁判所等への付き添いなどを行います。	継続	●DV被害者のための見守り・同行支援事業を実施する ・一時保護所や母子生活支援施設を退所した後など、地域で自立生活を始めた被害者を継続して支援していくために、電話相談や家庭訪問、裁判所等への付き添いなどを実施する	●DV被害者のための見守り・同行支援事業を実施 1世帯12回	子ども青少年局
(6) 子どもへの支援の充実	① 子どものこころのケア	55	児童相談所による子どもへの心理的ケア	児童相談所は、関係機関と連携し、DVのある家庭環境で育った子どもへの心理的ケアを行います。	継続	児童相談所において、関係機関と連携し、子どもの心理的ケアを実施する	児童相談所において、関係機関と連携し、子どもの心理的ケアを実施	子ども青少年局
(6) 子どもへの支援の充実	② 子どもへの学校等の支援	56	児童相談所等における相談支援	児童相談所等において、養護(児童虐待)・保健・非行・育成(不登校・しつけ等)などの相談支援を実施します。	継続	児童相談所等において、児童虐待・養護・障害・非行・育成などに関する相談支援を実施する	児童相談所等において、児童虐待・養護・障害・非行・育成などに関する相談支援を実施	子ども青少年局
(6) 子どもへの支援の充実	② 子どもへの学校等の支援	57	児童相談所の体制強化	被虐待児や虐待をした親への十分なケアを実施するなど、本市の子どもの安全で健全な発達環境を保障していくために、児童福祉司の増員など児童相談所の体制を強化します。	拡充	●児童福祉司の増員3人(児童福祉司・児童心理司の総数131人→134人) ●休日夜間対応員の配置 ●児童虐待対応員の増員	●児童福祉司・児童心理司の増員3人(総数131人→134人) ●休日夜間対応員の配置 ●児童虐待対応員の増員 ●児童相談協力員の増員	子ども青少年局
(6) 子どもへの支援の充実	② 子どもへの学校等の支援	58	第3児童相談所(仮称)の設置	急増する児童虐待相談をはじめとする児童相談に迅速・的確に対応するために、第3児童相談所(仮称)を設置します。	新規	東部児童相談所の運営	東部児童相談所の運営	子ども青少年局
(6) 子どもへの支援の充実	② 子どもへの学校等の支援	59	社会福祉事務所における児童虐待等への機能強化	社会福祉事務所における子ども家庭相談の体制を強化し、児童虐待などへの対応を拡充します。	拡充	●児童虐待対応支援員の増員7人(総数26人→33人)	●児童虐待対応支援員を各区に配置(26→33人)	子ども青少年局

名古屋市配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第3次)進捗状況

【基本方向2 切れ目のない相談・支援の充実】

目 標	施策の方向性	No.	主な事項	内 容	方向性	令和2年度の事業内容	令和2年度実績	所管局
(6) 子どもへの支援の充実	② 子どもへの学校等の支援	60	児童虐待防止における関係機関の連携	児童虐待等の問題解決のため、全市各区レベルの連絡調整(なごや子どもサポート連絡協議会等)、情報交換を実施するとともに、電算システムを活用して社会福祉事務所、児童相談所、保健所等の情報共有を迅速・的確に行います。	継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>●なごや子どもサポート連絡協議会の開催</li> <li>●なごや子どもサポート区連絡会議の開催</li> <li>●電算システムを活用した社会福祉事務所・児童相談所・保健センター等の情報共有</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●なごや子どもサポート連絡協議会開催 2回</li> <li>●なごや子どもサポート区連絡会議開催 16回</li> </ul>	子ども青少年局
(6) 子どもへの支援の充実	② 子どもへの学校等の支援	61	名古屋市児童を虐待から守る条例の推進	「名古屋市児童を虐待から守る条例」によって児童虐待防止推進月間として定める5月、11月を中心に、児童虐待防止の講演会、オレンジリボンキャンペーンなどの広報・啓発等を行います。	拡充	「名古屋市児童を虐待から守る条例」によって児童虐待防止推進月間として定める5月、11月を中心に、児童虐待防止の講演会、オレンジリボンキャンペーンなどの広報・啓発等を実施する	児童虐待防止の講演会、オレンジリボンキャンペーンなどの広報・啓発等を実施	子ども青少年局
(6) 子どもへの支援の充実	② 子どもへの学校等の支援	62	なごやっ子SOS	児童虐待に関することのみならず、子育てに関する悩みや不安に関する相談を、電話により24時間・365日の体制で受け付ける電話相談事業を行います。	継続	児童虐待に関することのみならず、子育てに関する悩みや不安に関する相談を、電話により24時間・365日の体制で受け付ける電話相談事業を実施する	相談件数 5,370件	子ども青少年局
(6) 子どもへの支援の充実	② 子どもへの学校等の支援	63	保育所等の利用にかかるとの配慮	保育所等の利用調整において、児童福祉の観点から、DV被害者の世帯に対する優先的な配慮を行います。	継続	保育所等の利用調整基準表において、DV被害者の世帯に対する優先的な配慮を実施	保育所等の利用調整基準表において、DV被害者の世帯に対する優先的な配慮を実施した	子ども青少年局
(6) 子どもへの支援の充実	② 子どもへの学校等の支援	64	ハートフレンドなごやでの教育相談事業	子どもの教育・養育上の問題に関するあらゆる内容について、子ども及びその保護者に寄り添い、問題を解決するために教育相談を行います。必要に応じて、児童相談所をはじめとした他の相談機関と連携を図ります。	継続	子どもの教育・養育上の問題に関するあらゆる内容について、子ども及びその保護者に寄り添い、問題を解決するために教育相談を行う。必要に応じて、児童相談所をはじめとした他の相談機関と連携を図る	<ul style="list-style-type: none"> <li>●相談の実績</li> <li>・電話相談3,392回</li> <li>・メール相談141件296回</li> <li>・来所相談504件1,764回</li> <li>・訪問相談46件1,121回</li> </ul>	教育委員会

名古屋市配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第3次)進捗状況

【基本方向2 切れ目のない相談・支援の充実】

目 標	施策の方向性	No.	主な事項	内 容	方向性	令和2年度の事業内容	令和2年度実績	所管局
(6) 子どもへの支援の充実	② 子どもへの学校等の支援	65	なごや子ども応援委員会	いじめ、不登校等につながる潜在化した心の問題に対し、専門的見地からの積極的なアプローチを行い、児童生徒が抱える問題の未然防止・早期発見や個別支援を行うため、なごや子ども応援委員会の体制の充実を図ります。	拡充	市内11ブロックの中学校11校に子ども応援委員会を設置し、常勤のスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門職員を配置。また、上記11校に加え他の中学校すべてに常勤のスクールカウンセラーを配置。更に、各ブロックへの助言等を行う主任を新たに3名配置し、児童・生徒の心の問題に対応する	相談等対応件数 (述べ数):37,211件  対象となる児童・生徒数 (実数):5,878人	教育委員会
(6) 子どもへの支援の充実	② 子どもへの学校等の支援	66	スクールカウンセラーの配置	児童生徒のさまざまな心の問題に対応するため、スクールカウンセラーを小学校・中学校・特別支援学校・高等学校に配置します。	拡充	児童生徒のさまざまな心の問題に対応するため、非常勤スクールカウンセラーを小学校・特別支援学校・高等学校に配置し、教育相談体制を充実する	相談件数 児童生徒3,651件 保護者3,311件 教員5,416件	教育委員会
(6) 子どもへの支援の充実	③ 貧困の連鎖を断ち切るための支援との連携	67	支援が必要な子どもへの学習サポート事業	生活保護世帯、生活困窮世帯、ひとり親家庭の中学生に対して、学習会などを行う学習支援事業の充実を図ります。	拡充	生活保護世帯、生活困窮世帯、ひとり親家庭の中学生に対して、学習会などを行う学習支援事業を実施する。 150か所	生活保護世帯、生活困窮世帯、ひとり親家庭の中学生に対し学習会を市内150か所で実施	子ども青少年局  健康福祉局
(6) 子どもへの支援の充実	③ 貧困の連鎖を断ち切るための支援との連携	68	就学援助	経済的に困窮している小中学生の保護者に対して学用品などの費用を援助します。	継続	就学援助の認定者に対し、学用品費等の就学に必要な費用を支給する	就学援助の認定者に対し、学用品費等の就学に必要な費用を支給	教育委員会

名古屋市配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第3次)進捗状況

【基本方向2 切れ目のない相談・支援の充実】

目 標	施策の方向性	No.	主な事項	内 容	方向性	令和2年度の事業内容	令和2年度実績	所管局
(7) 外国籍被害者・高齢の被害者・障害のある被害者への支援の充実	① 外国籍被害者への支援	69	女性及び児童への相談援助活動における通訳等派遣事業	日本語による意思疎通が十分にできない被害者等が相談に来た際に、社会福祉事務所等へ通訳者を派遣し円滑に相談できるように努めます。また、より多くの言語に対応し、迅速な相談対応ができるよう事業の充実を図ります。	拡充	●女性及び児童への相談援助活動における通訳等派遣事業 ・通訳を必要とする外国籍のDV被害者及び児童相談所における外国籍児童に対し、通訳派遣による支援を実施する	女性及び児童への相談援助活動における通訳等派遣事業を実施 28回	子ども青少年局
(7) 外国籍被害者・高齢の被害者・障害のある被害者への支援の充実	① 外国籍被害者への支援	70	愛知県女性相談センターとの連携	愛知県女性相談センターにおける一時保護は外国籍被害者も対象です。愛知県女性相談センターと連携して、外国籍被害者の支援を行います。	継続	愛知県女性相談センターにおける外国籍被害者の一時保護の実施について、必要に応じて、連絡調整を実施する	外国籍被害者の一時保護について、愛知県女性相談センターとの連絡調整を実施	子ども青少年局
(7) 外国籍被害者・高齢の被害者・障害のある被害者への支援の充実	① 外国籍被害者への支援	71	多言語による各種相談等	名古屋国際センターでは、法律相談や心のカウンセリング、トリオホン等を活用した生活相談等の多言語(英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語等)による各種相談事業を推進します。	継続	外国人行政相談、外国人のための行政書士による相談、外国人無料法律相談、外国人こころの相談を実施する	・外国人行政相談 1,018件 ・外国人のための行政書士による相談 217件 ・外国人法律相談 232件 ・外国人こころの相談 465件	観光文化交流局
(7) 外国籍被害者・高齢の被害者・障害のある被害者への支援の充実	① 外国籍被害者への支援	72	日本語教育相談センターでの相談事業	外国人児童生徒の「初期日本語集中教室」「日本語通級指導教室」への就学相談及び翻訳・通訳派遣等を通じた支援を行い、日本語指導が必要な児童生徒の学校生活への適応を図ります。	継続	外国人児童生徒の「初期日本語集中教室」「日本語通級指導教室」への就学相談及び翻訳・通訳派遣等	●児童生徒、保護者、学校からの相談に対応 相談件数: 131件 ●ポルトガル語、スペイン語、中国語、フィリピン語、ハンガルの翻訳依頼や通訳派遣に対応 ・翻訳派遣1,209件 ・通訳派遣155件	教育委員会

名古屋市配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第3次)進捗状況

【基本方向2 切れ目のない相談・支援の充実】

目 標	施策の方向性	No.	主な事項	内 容	方向性	令和2年度の事業内容	令和2年度実績	所管局
(7) 外国籍被害者・高齢の被害者・障害のある被害者への支援の充実	② 高齢の被害者への支援	73	社会福祉事務所、いきいき支援センター等による連携した支援	高齢の被害者に対して、配偶者暴力相談支援センターをはじめ、社会福祉事務所、いきいき支援センター等の関係機関が相互に連携して、個々の状況に配慮した支援を行います。	継続	社会福祉事務所やいきいき支援センター等と連携し、個々の状況に配慮した支援を実施する	社会福祉事務所やいきいき支援センター等と連携し、個々の状況に配慮した支援を実施	子ども青少年局 健康福祉局
(7) 外国籍被害者・高齢の被害者・障害のある被害者への支援の充実	② 高齢の被害者への支援	74	愛知県女性相談センターとの連携	愛知県女性相談センターでは、建物の構造上、生活や移動に介助等が必要でない場合等に、高齢の被害者の一時保護を行っています。愛知県女性相談センターと連携して、高齢の被害者の支援を行います。	継続	愛知県女性相談センターにおける高齢の被害者の一時保護の実施について、必要に応じて、連絡調整を実施する	高齢の被害者の一時保護について、愛知県女性相談センターとの連絡調整を実施	子ども青少年局
(7) 外国籍被害者・高齢の被害者・障害のある被害者への支援の充実	② 高齢の被害者への支援	75	高齢者虐待相談センターにおける相談支援	高齢者虐待相談センターでは、DV被害も含めた高齢者虐待について相談を受け、社会福祉事務所やいきいき支援センターと連携を図りながら適切な対応を行います。	継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>●相談事業(電話相談、面接相談、法律相談、介護者・養護者のこころの相談)を実施する</li> <li>●区高齢者虐待防止ネットワーク支援会議開催にかかる専門家の出席調整</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●相談事業を実施                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・電話相談 273件</li> <li>・面接相談 22件</li> <li>・法律相談 6件</li> <li>・心の相談 1件</li> </ul> </li> <li>●ネットワーク支援会議出席6回</li> </ul>	健康福祉局

名古屋市配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第3次)進捗状況

【基本方向2 切れ目のない相談・支援の充実】

目 標	施策の方向性	No.	主な事項	内 容	方向性	令和2年度の事業内容	令和2年度実績	所管局
(7) 外国籍被害者・高齢の被害者・障害のある被害者への支援の充実	③ 障害のある被害者への支援	76	社会福祉事務所、保健所等による連携した支援	障害のある被害者に対して、配偶者暴力相談支援センターをはじめ、社会福祉事務所、保健所等の関係機関が相互に連携して、個々の状況に配慮した支援を行います。	継続	社会福祉事務所や保健センター等と連携し、個々の状況に配慮した支援を実施する	社会福祉事務所や保健センター等と連携	子ども青少年局 健康福祉局
(7) 外国籍被害者・高齢の被害者・障害のある被害者への支援の充実	③ 障害のある被害者への支援	77	愛知県女性相談センターとの連携	愛知県女性相談センターでは、集団生活を送ることに支障のない場合等に、障害のある被害者の一時保護を行っています。愛知県女性相談センターと連携して、障害のある被害者の支援を行います。	継続	愛知県女性相談センターにおける障害のある被害者の一時保護の実施について、必要に応じて、連絡調整を実施する	障害のある被害者の一時保護について、愛知県女性相談センターとの連絡調整を実施	子ども青少年局
(7) 外国籍被害者・高齢の被害者・障害のある被害者への支援の充実	③ 障害のある被害者への支援	78	障害者虐待相談センターにおける相談支援	障害者虐待相談センターでは、DV被害も含めた障害者虐待について相談を受け、社会福祉事務所や障害者基幹相談支援センターと連携を図りながら適切な対応を行います。	継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>●相談事業(電話相談、面接相談、法律相談、介護者・養護者のこころの相談)を実施する</li> <li>●保健福祉従事者等研修</li> <li>●一般市民啓発</li> <li>●障害者虐待防止に関する調査研究</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●相談受付件数93件</li> <li>●保健福祉従事者等研修</li> <li>●一般市民啓発</li> <li>●障害者虐待防止に関する調査研究</li> </ul>	健康福祉局

名古屋市配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第3次)進捗状況

【基本方向3 総合的な支援体制の強化】

目 標	施策の方向性	No.	主な事項	内 容	方向性	令和2年度の事業内容	令和2年度実績	所管局
(8) 総合的な推進体制の強化と関係機関等との連携推進	① 総合的な庁内連携の推進	79	庁内の連携推進	<p>「名古屋市男女平等参画推進協議会」では、DV防止をはじめとした男女平等参画の推進にかかる施策の総合的な企画及び連絡調整に関する事項について調査審議し、全庁的な対策を進めます。</p> <p>また、「名古屋市ドメスティック・バイオレンス被害者支援庁内連絡会議」において、関係局における取組み等に関する情報共有を図り、配偶者暴力防止等基本計画に基づく施策が効果的に推進されるよう、関係局の連携等を進めます。</p>	継続	<p>●名古屋市男女平等参画推進協議会を開催する ・年2回開催予定</p>	<p>●名古屋市男女平等参画推進協議会を開催(6月22日,12月7日,2月17日(書面開催))</p>	スポーツ市民局
						<p>●名古屋市ドメスティック・バイオレンス被害者支援庁内連絡会議を開催する</p>	<p>●名古屋市ドメスティック・バイオレンス被害者支援庁内連絡会議を開催(11月16日)</p>	子ども青少年局
(8) 総合的な推進体制の強化と関係機関等との連携推進	② 関係機関・民間団体との連携・協力の推進	80	DV防止対策関係機関等との連携	<p>「名古屋市ドメスティック・バイオレンス対策関係機関連絡会議」等を活用して、関係機関・民間団体の取組みが、配偶者暴力防止等基本計画に即して効果的に推進されるよう働きかけを行います。</p>	継続	<p>●名古屋市ドメスティック・バイオレンス対策関係機関連絡会議を開催する</p>	<p>●名古屋市ドメスティック・バイオレンス対策関係機関連絡会議(新型コロナウイルス感染症の感染拡大により中止)</p>	<p>スポーツ市民局</p> <p>子ども青少年局</p>
(8) 総合的な推進体制の強化と関係機関等との連携推進	② 関係機関・民間団体との連携・協力の推進	81	愛知県女性相談センターとの連携	<p>被害者等の安心と安全の確保のため、一時保護を行う愛知県女性相談センターと緊密に連携して支援します。</p>	継続	<p>●愛知県女性相談センターとの連携を実施する</p> <p>●「愛知県DV被害者保護支援ネットワーク会議」へ参画する</p>	<p>●被害者支援において愛知県女性相談センターと連携</p> <p>●「愛知県DV被害者保護支援ネットワーク会議」(書面開催)</p>	子ども青少年局
(8) 総合的な推進体制の強化と関係機関等との連携推進	② 関係機関・民間団体との連携・協力の推進	82	警察との連携	<p>被害者等の安心と安全のため、愛知県警察が主催する「DV防止法執行機関連絡会議」に参画し意見交換を行うなど、愛知県警察と緊密に連携することで被害の防止を図るとともに、緊急対応を行います。</p>	継続	<p>●愛知県警察との連携を実施する</p> <p>●「ストーカー・DV等関係機関連絡会議」へ参画する</p>	<p>●被害者支援において愛知県警察と連携</p> <p>●「ストーカー・DV等関係機関連絡会議」(書面開催)</p>	子ども青少年局

名古屋市配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第3次)進捗状況

【基本方向3 総合的な支援体制の強化】

目 標	施策の方向性	No.	主な事項	内 容	方向性	令和2年度の事業内容	令和2年度実績	所管局
(8) 総合的な推進体制の強化と関係機関等との連携推進	② 関係機関・民間団体との連携・協力の推進	83	DV被害者支援団体との連携・協力	被害者の支援に関し、経験の豊富な民間団体との連携により、被害者等の安全確保のための民間シェルター運営団体への家賃補助や孤立防止のための親子支援プログラム事業、見守り・同行支援事業を実施します。より一層の連携・協力を推進するため、民間団体の支援者も参加可能な研修を充実するなど、民間団体の支援を図ります。	拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>●民間団体との連携を実施する</li> <li>●民間シェルター運営団体への家賃補助等</li> <li>●親子支援プログラム事業、見守り・同行支援事業、サポートグループ事業を実施する</li> <li>●民間団体に研修を委託し、民間団体の支援者も参加可能な研修を充実する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●被害者支援において民間団体との連携</li> <li>●民間シェルター運営団体への家賃補助等 2か所</li> <li>●親子支援プログラム事業 9回 延べ参加人数26人</li> <li>●見守り・同行支援 1世帯 延べ回数12回</li> <li>●サポートグループ事業 11回 延べ参加人数15人</li> <li>●民間団体に研修を委託 2回</li> </ul>	子ども青少年局
(8) 総合的な推進体制の強化と関係機関等との連携推進	② 関係機関・民間団体との連携・協力の推進	84	他の自治体との広域的連携	広域的な連携等に関して、愛知県女性相談センターや関係する自治体との連携を十分に図って支援します。	継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>●広域的連携を実施する</li> </ul>	実施	子ども青少年局
(9) 支援者の育成	① 支援者研修の体系化によるスキルアップ	85	支援者への研修	相談支援業務に従事する職員や公的機関・民間団体の支援者の知識や支援スキルの向上のための研修を実施します。	継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>●支援者スキルアップ研修等を実施する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●支援者スキルアップ研修(新型コロナウイルス感染症の感染拡大により中止)</li> <li>●係長級研修2回</li> <li>●相談担当者対象研修11回・職務関係者研修(コロナのため中止)</li> </ul>	スポーツ市民局 子ども青少年局
(9) 支援者の育成	② 支援者のメンタルヘルス	86	支援者のこころのケア	相談支援業務に従事する職員が、バーンアウト(燃え尽き)状態やDVの二次受傷に陥ることがないように、臨床心理士等のアドバイス等の支援を行います。	拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>●相談員向けセルフケア研修を実施する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●メンタルヘルス研修(コロナのため中止)</li> </ul>	子ども青少年局

名古屋市配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第3次)進捗状況

【基本方向3 総合的な支援体制の強化】

目 標		施策の方向性		No.	主な事項	内 容	方向性	令和2年度の事業内容	令和2年度実績	所管局
(9)	支援者の育成	②	支援者のメンタルヘルス	87	支援者の安全対策	相談支援業務に従事する職員が加害者から不当な危害を加えられないように、職員等の個人情報を守るなど、安全対策に努めます。	継続	●職員等の安全対策を実施する	●係長級向け研修を実施 2回 延べ28人	子ども青少年局
(9)	支援者の育成	③	二次的被害防止のための関係職員への研修	88	職務関係者研修	支援者等に対し、二次的被害防止のための研修を行います。	継続	●女性に対する暴力防止研修を実施する	●女性に対する暴力防止研修(e-ラーニングにより実施)	スポーツ市民局
								●職務関係者研修を実施する	・職務関係者研修(コロナのため中止)	子ども青少年局
(10)	苦情への適切かつ迅速な対応	①	適切な苦情処理の実施	89	苦情処理の取組み	男女平等参画苦情処理制度等を活用して、適切かつ迅速な対応を行います。	継続	●申し出があれば苦情対応を実施する	-	スポーツ市民局 子ども青少年局